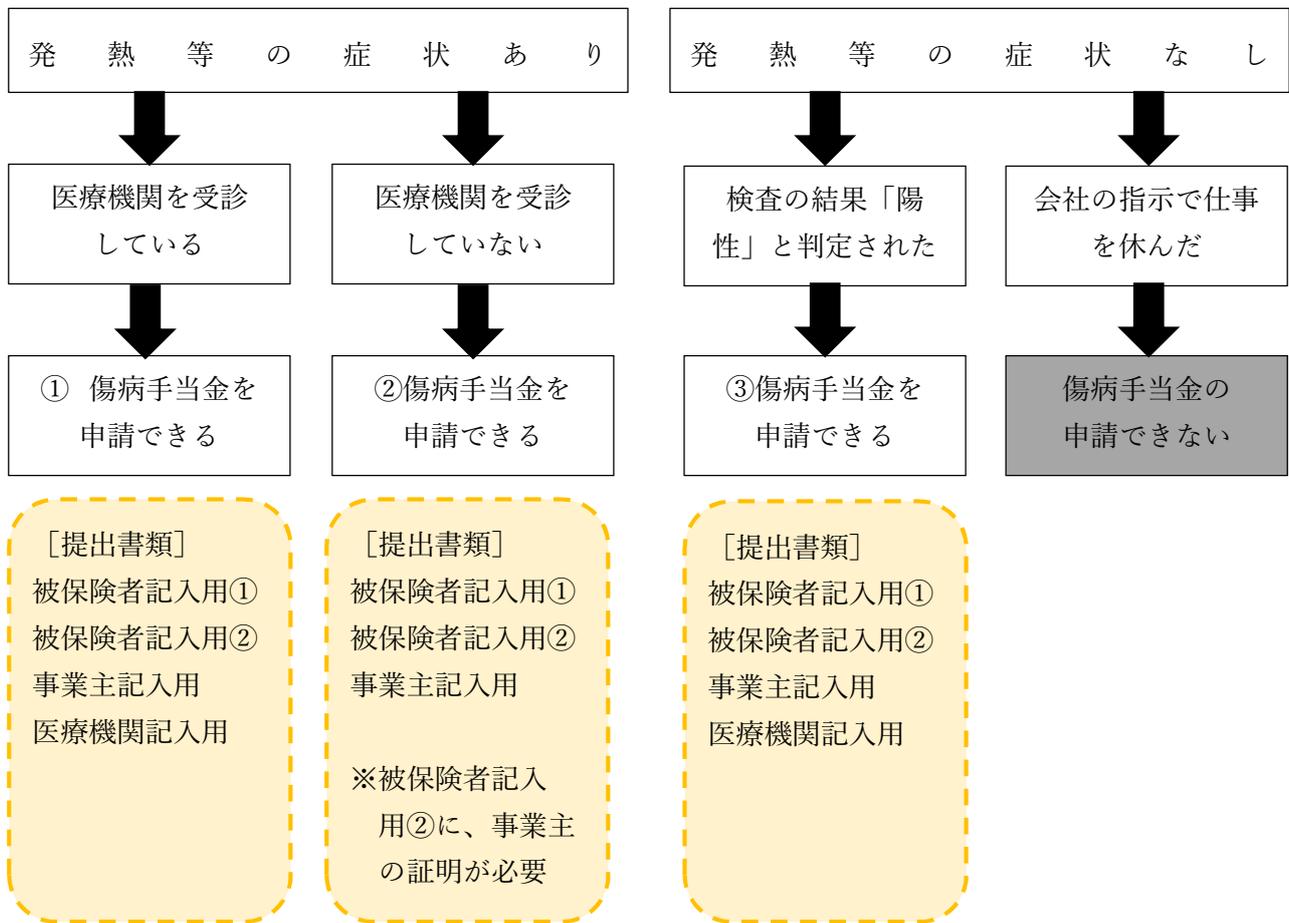


※記載の注意事項（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金）

【提出書類フローチャート】



【発熱等の症状とは】（令和2年8月現在の基準）

厚生労働省が示している、新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安が基準となる当初の目安

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合のいずれかに該当すること

令和2年5月以降の目安

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・重症化しやすい方（※）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合のいずれかに該当する場合

事業所ご担当者の方へ

【フローチャート①又は③に該当するとき】

- ・「後期高齢者医療傷病手当金申請書（事業主記入用）」を記入してください。
- ・「後期高齢者医療傷病手当金申請書（被保険者記入用②）」の事業主証明欄の記入は**不要**です。
- ・賃金台帳、出勤簿の写しは、添付不要です。（ただし、審査のため後日提出していただく場合があります。）

【フローチャート②に該当するとき】

- ・「後期高齢者医療傷病手当金申請書（事業主記入用）」を記入してください。
- ・「後期高齢者医療傷病手当金申請書（被保険者記入用②）」の事業主証明欄の記入が**必要**です。  
※医療機関を受診できなかった場合は、被保険者が申請書（被保険者記入用②）にその旨を記載するとともに、事業所が当該申請書の記載内容（休養期間等）を確認し、事業所が把握している労務不能の期間等の情報と照らして相違ないことを、当該申請書の**事業主記入欄に証明**してください。
- ・賃金台帳、出勤簿の写しは、添付不要です。（ただし、審査のため後日提出していただく場合があります。）

【その他】

- ①後日、事業所の記入担当者の方に照会させていただくことがありますので、ご承知おきください。  
また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- ②業務中の感染が疑われる場合は、労災該当となる可能性がありますので、申請前に労働基準監督署にお問い合わせください。